

■【トピックス】

オミクロン株、感染爆発！



ついにコロナウイルスの変異株であるオミクロン株の感染爆発が始まりました。重症化率が低いとされていますが、感染者の絶対数が増えれば一定割合の人々が重症化します。中には不幸にも亡くなる方も出ることでしょう。

今のところできることは限られています。まん延防止等措置や非常事態宣言が発出されれば経済的なダメージを被ります。まだまだ先の見えない時代が続きます。

■【ビジネス・アイ】

領収書の電子化！

- 社長 「前に教えてくれた電子取引のデータ保存だけど2年延期されたみたいだね」
- 花野 「延長と報道されていますが、法律では1月1日から適用されることに変更はないですね」
- 社長 「それなら延期というのはウソなの？」
- 花野 「『やむを得ない事情』がある場合には宥恕するということなので準備だけはしておいた方がいいですね」
- 社長 「なんかよく分からない感じだね」
- 花野 「そうですね。これとは別に民法が改正されて、相手方から求められたら領収書を電子データで提供しないとイケないんですよ」
- 社長 「初耳だね。いつからなの？」
- 花野 「実は去年(令和3年)の9月からなんですよ」
- 社長 「そうなんだ！でもうちみたいな中小企業で領収書を電子データで欲しいといわれても、すぐには無理だよな」
- 花野 「そうですね。それもあってか民法に今回追加された条文には、但し書きがあって『弁済を受領する者に不相当な負担を課する』時には、電子データで提供しなくてもいいんですよ」
- 社長 「そうなんだ。その『相当な負担』にあたるというのはどんな場合なのかなあ？」
- 花野 「法務省が出しているQ&Aでは、情報システムが整備されていないとか、システム障害の時とか、データ形式が先方と合わない場合が例示されていますね」

■【今月のキーワード】

受取証書の交付請求

近年のインターネットを用いた電子商取引が増加するなどの状況などを鑑み、令和3年5月12日「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、これにより民法第486条第2項が新設されました。そこでは受取証書(領収書)の交付の請求に代えて、その内容を記録した電子データの提供を請求することができることになりました。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りではありません。

■【今月の1冊】

『note完全マニュアル』

八木 重和 著

秀和システム ¥1480

コロナ禍が続く中、ネットを使った情報発信がより重要になってきます。そのプラットフォームの一つがnoteです。

noteは、文字、画像など多種類のコンテンツを発信できるとともに、有料コンテンツとして販売することもできます。また、同好会のようなサークル活動もできます。この本はnoteの全体像を掴むためにお勧めの1冊です。



■【編集後記】

オミクロン株の感染爆発の勢いが止まりません。ようやく、少しずつですが飲みに出れると思っていたところだったので残念ですね。また、これから数か月は自粛生活が続きそうです。春までには落ち着いて欲しいですね^^;

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.179(毎月1日発行)

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2022.2.1 ●発行人：花野康成
- 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
- TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808